

パンザマスト腐食等診断仕様書

警察情報通信学校

1 適応範囲

本仕様書は、警察大学校のパンザマスト腐食等診断に適用する。

2 品名数量

品名及び数量は、表－1のとおりとする。

表－1 品名及び数量

品名（規格）	数量
パンザマスト	4基

3 業務概要

- (1) 点検対象通信施設の損傷、腐食その他の劣化状況を点検すること。
- (2) (1)の結果に基づき、点検結果報告書を作成し提出すること。

4 作業期間

契約締結日の翌日から令和6年3月15日(金)までの間に完了すること。

5 業務実施者

本業務における点検実施者は、次の(1)から(5)のいずれかの資格を有する者とし、その事実を証明する書類の写しを契約締結時に提出すること。ただし、これにより難しい場合は、次の(6)の者が有資格者の指揮監督の下で行うことができる。

- (1) 一級建築士
- (2) 二級建築士
- (3) 建築基準適合判定資格者
- (4) 特定建築物調査員（建築物の構造及び敷地の点検に限る。）
- (5) 建築設備検査員（建築物の建築設備（電源設備及び空調設備）の点検に限る。）
- (6) 国等の建築物の維持保全又は国等の建築物の昇降機以外の建築設備の維持保全に関して2年以上の実務経験を有する者

6 一般事項

- (1) 本業務に必要な機器及び資材は、全て受注者が準備すること。
- (2) 本業務は、原則として執務時間内に実施すること。
- (3) 本業務の実施に際しては、警察業務に支障を及ぼさないよう実施すること。
- (4) 請負者は、作業の実施に先立ち、作業予定の詳細を記載した作業実施計画書を発注者に提出し、その承諾を得ること。
- (5) 請負者は、作業の実施に先立ち、担当責任者を定め、連絡その他業務に必要な事項を処理すること。

- (6) 担当責任者は、現場作業に先立ち、実施方法について監督職員の承諾を得ること。
- (7) 担当責任者は、現場作業中は現場に常駐し、指示、確認、連絡その他業務の実施に必要な事項を処理し、作業に伴う安全管理に万全を期すこと。
- (8) 施工場所に入出入りするときは、監督職員にあらかじめ申し出ることとし、連絡体制を密接にするほか、退出時には施工場所の整理整頓を徹底すること。
- (9) 既設の施設及び機器に損害を与えないよう実施し、万が一損害を与えた場合は、速やかに監督職員を経由して支出負担行為担当官に報告し、その指示に従い現状復旧すること。これに要する費用については、全て受注者の負担とする。
- (10) 作業のために物品を移動した場合は、請負者の負担で元に戻すこと。
- (11) 本業務中に作業員又は第三者等に及ぼした損害等は、全て受注者が補償すること。
- (12) 作業中における各種事故防止のため、作業員全員に対して、当日の作業内容、天候予想、作業における危険防止等に関するミーティングを行うなど、安全確保の徹底を図ること。
- (13) 現場は常に整理整頓を行い、火気や鋭利な資機材に注意し、危険箇所の点検を行うなど、事故防止には十分留意すること。また、高所作業時には、人や物の落下、脚立類の転倒などに注意し、安全措置を十分行うこと。
- (14) 本仕様書に明示していない事項であっても、業務の特性上当然実施しなければならない事項については、受注者の負担において実施すること。
- (15) 業務に当たり知り得た情報を第三者に漏らし、又は窃用してはならない。
- (16) 本仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡し指示を受けること。

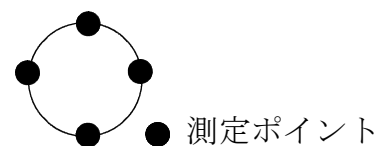
7 業務内容

(1) 点検作業

- ア 別表「鋼板組立柱等点検表」に基づき点検を行うこと。
- イ パンザマストの溶融亜鉛メッキ又は塗装の膜厚測定及び残存板厚測定の測定箇所数は、次表「パンザマスト測定箇所数」に示す箇所以上測定すること。また、1か所当たり4ポイント以上測定すること。

パンザマスト測定箇所数

地際部	中段	上段	計
1	1	1	3



- ウ ガイドワイヤ等の付帯物の状態について腐食診断を実施すること。
- エ 点検の結果に応じて、次の簡易な作業を行うとともに、特異な事象については、監督職員に速やかに報告し指示を受けること。
 - (ア) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
 - (イ) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め
 - (ウ) その他、監督職員の指示による軽微な作業

オ 強風、雨天、降雪等の天候不良のため、当該作業の実施について危険又は機器への影響が予想されるときは、当該作業を実施しないこと。

(2) 報告等

ア 点検実施後は現況概要等について、速やかに監督職員に報告すること。

イ 点検結果を基に点検結果報告書を作成し提出すること。点検結果報告書には、次の資料を添付すること。

(ア) 点検結果総括

(イ) 各種点検表

(ウ) 異常及び不良が認められた箇所の各種図面（平面図、立面図、系統図等）

(エ) 現場写真（カラー）

a 点検作業状況の写真

b 異常及び不良が認められた箇所の写真（全景、近接写真）

(オ) 点検結果による技術的所見

点検の測定データ等を判定基準と比較し、機器の状態等を所見に取りまとめること。

ウ 安全性に問題が認められた場合、今後安全性を確保するために必要な対策について提案（概要、概算費用の提示（根拠含む））すること。また、提案する補修方法に関する資料を合わせて提出すること。

8 成果物

次に示すとおり納品すること。

(1) 提出図書

ア 点検結果報告書 2部

イ その他、監督職員が指示するもの 1部

(2) 電子媒体 1部

9 検査

(1) 検査は、本仕様書に基づく提出図書により行い、検査合格をもって完了とする。

(2) 検査で不合格となったものについては、所要の措置を行ったのち再検査を行う。

(3) 検査に必要な準備は、全て受注者が行うこと。